昭和31年5月1日

♦規 部改正福祉事務所長事務委任等に関する規則の生活保護法施行細則の一部改正 Ħ 次

る規則 美保渉外労務管理事務所長事務委任に関す

♦訓 任事項の一部改正甲類附属機関及び地方機関の長に対する委

鳥取県職員住宅管理規程の 一部改正

鳥取県立中央病院処務規程

規

則

する。 生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布

昭和三十一年五月一日

鳥取県知事

茂

鳥取県規則第三十号

便物認可

生活保護法施行細則(昭和二十八年十月鳥取県規則第七 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

十号)の一部を次のように改正する。 第二条中「地方事務所長(福祉事務所長を含む。以下

改める。 同じ。)」及び「地方事務所長」を「福祉事務所長」に

祉事務所長」を「福祉事務所長」に改める。 第三条中「地方事務所長」及び「地方事務所長又は福

条、第二十二条及び第二十七条中「地方事務所長」を 第四条、第五条、第八条、第九条、第十一条、第二十

「福祉事務所長」に改める。

第三十二条中「地方事務所長」を「福祉事務所長」に、

に改める。 「地方事務所(福祉事務所を含む。 $\overline{}$ 」を「福祉事務所」

改める。 第三十四条中 「地方事務所長」を「福祉事務所長」に

別表各樣式中

3

委任する。

第一号から第三号までについては

西

附

ح

0

規則

は、

公布の 則

H

か

ら施行する。

「福祉事務所長」

に改める。

を

を 「福祉事務所長」

地方事務所長」

ĸ

地方事務所 受付 月日

を 福祉事務所 受付月日

「福祉事務所

K, 「地方事務所長殿」

「福祉事務所長殿」

「地方事務所長」

福祉事務所長事務委任等に関する規則

地方事務所 受理年月日

を

福祉事務所

受理年月日

K

「地方事務所

を

市町村」

町 市

K

一部を改正する規則

福祉事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する

規則をことに公布する。

昭和三十 一年五月一日 藤

鳥取県知事

遠

茂

鳥取県規則第三十

鳥取県規則第二十号) 福祉事務所長事務委任等に関す 第一条中「第百五十三条第一項」 の一部を次の る規則 を「第百五十三条第 ように改正する。 (昭和三十年四月

二項」に改める。 第二条本文に次の但書を加える。

第十二号までを 第二条に次の五号を加え、 以下第九号まで順次三号ずつ繰り下 第四十九号について 第一号から第三号までについては西部福祉事務 第十三号を第十 は中部福祉事務所長に限る。 「第一号」を بي الح 「第四号」 第十号から 以下第 ٤

四十三号まで順次-号ずつ繰り下 四号から第

第五十四号まで順次六号ずつ繰り上げ、 五十号までを削 b 第五十 一号を第四十五号とし、 第五十五号から 以 下

第六十三号までを削る。

災害救助法第二十四条に基く従事命令に関する

災害救助法第二十五条に基く協力命令に関する

災害救助法第二十六条に基く管 理 使用及び保管

十三 の命令並びに收用に関すること 不服申立書の経由に関すること (同六四2

四十 員会の庶務に関すること 九 鳥取県中、 西部国民健康保険診療報酬審查委

第三条 rc めて ついては東部福祉事務所長に、 次に掲げる事項のうち、鳥取市の区域に係るも ついては中部福祉事務所長に、 倉吉市の区

第三条本文を次のように改める。

港市 の区 一域に係 るも めた ついては西部福祉事務所長に 米子市及び境 |域に係

> 部福祉事務所長に、 第二十二号につ 5 て は中部福祉事

務所長に限る。

第三条に次の四号を加え、 以下順次三号ずつ繰り下げる 「第一号」 を 「第四号」と

災害救助法第二十四条に基く從事命令に関するこ

災害救助法第二十五条に基く協力命令に関すると

災害救助法第二十六条に基く管理、 使用及び保管

二十二 の命令並びに收用に関すること 鳥取県中、 西部国民 健康保険診療報酬審查委

第四条中第二号及び第三号を削 員会の庶務に関すること b 第四号を第二号と

第五条中本文を次のように改める

する。

第五条 るもの のに つい 次に掲げる事項のうち、鳥取市の区域に係るも K ては東部福祉事務所長の、 倉吉市の区域に係 米子市及び境

0 V ては中部福祉事務所長の、

公布の日から施行する。

専決事項とする。

ح の規則は、

をここに公布する。 鳥取県美保渉外労務管理事務所長事務委任に関する規則 昭和三十一年五月一日

鳥取県規則第三十二号

鳥取県知事

遠

茂

鳥取県美保涉外労務管理事務所長事務委任 に関する規則

(総則)

第一条 務の一部を鳥取県美保渉外労務管理事務所長に委任す 百五十三条第一項の規定により知事の権限に属する事 る事項は、別に定があるものの外この規則の定めると とろによる。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

(委任事項)

港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長の

第二条 所長に委任する。 次に掲げる事項は鳥取県美保渉外労務管理事務

駐留軍労務者の雇入に関すること。

駐留軍労務者の解雇、 退職及び移管に関すること。

駐留軍労務者の職種の変更に関すること。

四 駐留軍労務者の扶養親族の認定に関すること。

五 駐留軍労務者の給与の格付に関すること。

六 註留軍労務者の給与の支給に関すること。

駐留軍労務者の解雇手当及び退職手当の支給に関

すること。

駐留軍労務者の旅費の支給に関すること。

九 年金保險、失業保險)の事業主の事務に関すること。 駐留軍労務者に対する社会保險(健康保險、 厚生

駐留軍労務者宿舍の維持管理及び運営に関するこ

この規則は、 公布の日から施行する。

鳥取県訓令第五号

訓

令

に改める。

第2713号

本 類 附 庁 內 部 機 部 関 局 Ø Ø

長長長

機属 闆

鳥取県訓令第六号

との訓令は、

昭和三十

一年五月一日から施行する。

則

地 甲

地方機関の長に対する委任事項)の 昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号 一部を次のように改 (甲類附属機関及び

鳥取県立中央病院処務規程を次のよう

に定める。

鳥 取

県 立

中

病

院

昭和三十一年五月一日

公

茂

昭和三十一年五月一日

鳥取県

正する。

鳥取県知事

遠 藤。

火曜日

別表中

課長補佐、 係長」 ŧ

第一条

この規程は、

という。

 $\overline{}$

の処務、

その他必要な事項を定めも

つて円

鳥取県立中央病院(以下「病院」

滑な業務運営を図ることを目的とする。

(この規程の目的)

鳥取県立中央病院処務規程

鳥取県知事

茂

「地方事務所

「中央病院

副院長、 事務長、 医長、 室長、

務美保理事務所 東京事務所 東京事務所 東京事務所

課長、

長、薬剤長婦長、 係長

係長

昭和31年5月1日

次 次 主 長 任、

係長

.5

総婦

(組織)

皮膚科、 小児科、 ひ尿器科) 外科、 産婦人科、 整形外科、 眼科、 皮膚ひ尿器科 耳鼻 ん、くてく

第二条 病院に次の科、 室を置く。

內科、

第2713号

第三条 (職員)

病院に次の職員を置く。

院

副

長

務 院 看護科の係の長を婦長、

事務科の係の長を係長という。

を総婦長、藥剤科の長を藥剤長、事務科の長を事務長、

3

診療科の長を医長、

検査室の長を室長、

看護科の長

庶務係 教育係、

医事係、 病棟係、

給食係 外来係

看護科 事務科

 $\mathbf{2}$

看護科及び事務科に次の係を置く。

という。

検査室、

看護科、

薬剤科、

事務科 以下

理学診療科、

齒科

(以上の科を、

「診療科」

医

長 長

室

長

総

婦

長

藥

剤

長

師

第四条 (権限) 督する。 その他の職員 院長は、 病院管理業務を掌理し、

・務を代行する。 副院長は、院長を補佐し、

院長不在のときはその職

職員を指揮監

処理する。 科、室、 係の長は、 上司の命をうけ所掌する業務を

3

第五条 (職員の職務) 職員(副院長、

事務長、

医長、

室長、

総婦長、

以下本条において同じ。

بب

の所属は院長が命ずる。

藥剤長、係長、婦長を除く。

(業務の分掌) 職員は上司の指揮をうけて業務に従事する。

各科、 室

第六条

係の分掌事項は次のとおりとする。

診

1

2 その科に属する患者の診療に関すること。

その科に属するインターンの教育に関すること。

ること。 その科に属する試驗研究の計画及び実施に関す

保全管理に関すること。 その科の診療に使用する器具、

取果公報

診療錄の調製に関すること。

院内感染防止のための取締に関すること。

検 査 室

火曜日 鳥

細菌、病理その他医学的臨床検査に関すること。

生化学的試験に関すること。

2

研究及び試驗の資料、 死体の解剖に関すること。 記錄の整備保管に関する

حہ

昭和31年5月1日

研究検査用の器具及び器械の保全管理に関する

看 料

 \equiv

حے

四

薬品の保管及び受払に関すること。

(試藥の調整を含む) 及び製剤 (注射剤

の試験に 関すること。

調整を含む)に関すること。 調剤 診療室の環境管理に関すること。

藥

器械及び材料の

看護婦の敎育に関すること

敎

育

看護学院生徒の実習指導に関するこ

看護婦寄宿舍の監理に関すること。

3

病室の環境管理に関すること。 入院患者の診療介助及び看護に関すること。

病棟、手術室及び消毒室の器具器械及び材料

の保全管理に関すること。 その他看護に関すること。

来

係

外来患者の診療介助及び看護に関すること。

その他看護に関すること。

8

調剤及び製剤用

の器具器械及び装置の保全管理

5 に関すること。 その他薬品に関すること。

五

庶

医

14 13 12

自動車、

電気、及び汽かんに関すること。

病院の収締及び管理に関すること。

他の係に属しないこと。

公印の管守に関すること。

2 事に関すること。 職員の任免、給与、 福利厚生、 服務その他人

ح کے

入院外来患者の料金算出事務に関すること。

入院、

退院及び外来患者名簿の保管に関する

患者の入院、退院事務に関すること。

患者の受付に関すること。

予算及び決算に関すること。

金錢の出納に関すること。

物品の購入及び出納保管に関すること。

諸統計及び診療報告に関すること。

死体の保管及び解剖手続に関すること。

診療記錄の保管に関すること。

医療社会事業に関すること。

特別医員及びインターンに係る事務に関する

院内の災害対策及び警備に関すること。 宿日直に関すること。

文書の收受、 発送及び保存に関すること。

規程の制定、改廃に関すること。

11 10

共済組合に関すること。

炊事場の管理に関すること。

給食の調理、

配膳に関すること。

食料品の保管及び出納に関すること。

給食計画に関すること。

Sr 💰

すること。

五 定したものの支出命令に関すること。 俸給、諸手当その他これらに類するもので常時一

医薬品を除く。 見積価格五万円未満の物品(医療器械、 $\overline{}$ の購入及び修繕に関すること。 器具及び

(事務引継)

.00766

第七条

院長、

副院長不在のときは、

主管の科、

室の長

報

が代決する。

取 県 公

て直ちに後閱の手続をしなければならない。

代決した事項で重要なものについては代決者におい 主管の科の長が不在のきは主管の係長が代決する。 第2713号

(代決)

6

その他給食に関すること。 栄養相談に関すること。

5

第九条 して、 に書類、帳簿及びその他重要事項につき引継書を作成 後任者乂は知事の指定した吏員に引き継がな 院長が転職、 **免職又は退職の場合は、** すみやか け

况を知事に報告しなければならない。 前項の引継を完了したときは、 連署をもつてその狀 5

第十条 するときもまた同様とする。 の承認をうけなければならない。 て必要な事項は、院長において別に規程を定め、 この規程に定めるものの外、 これを改正しようと 事務の処理につ 知事

1 この訓令は、 昭和三十 一年五月一 日から施行する。

職員の超過勤務及び休日勤務に関すること。 回答、 通知及び届出等

軽易な申請、 照会, 報告、

昭和31年5月1日

に関すること。 軽易な報告書、 復命書、 届書の処理及び進達に関

9

ればならない。

火曜日 鳥

ができる。

以下本項において同じ。

職員(院長、

副院長、

及び科、 $\overline{}$

室、係の長を除く。

の県内出張及び休暇、

欠

勤等に関すること。

(専決)

第八条 次に掲げる事項は事務長において専決すること

鳥取県立中央病院処務規程(昭和二十五年八月鳥取

鳥取県 公 報 第二十四号)の一部を次のように改正する。 鳥取県訓令第七号 県訓令甲第十五号)は廃止する。

甲

本 庁,內

部部局

昭和三十一年五月一日

鳥取県知事 遠

藤

茂

第五条を次のように改める。

事課長、倉吉市所在の住宅にあつては中部県税事務所第五条 住宅の管理は、鳥取市所在の住宅にあつては人

長、米子市所在の住宅にあつては西部県税事務 所長

(以下「管理者」という。) が行うものとする。

との訓令は、 五月一 日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認

発

行

Ħ

火

金

印發

行鳥 名 者 縣 鳥 市 取東

卸

所 縣 鳥取県職員住宅管理規程(昭和二十八年九月鳥取県訓令 類附属機関 方 関

鳥取鳥取 市 東 町 取